



福岡市不妊に悩む方への特定治療支援事業



(令和4年度経過措置「年度をまたぐ1回の治療に対する助成」分)

- 対象となる治療・・・ **特定不妊治療（体外受精、顕微授精）と特定不妊治療の一環として行う男性不妊治療**
 ※健康保険適用外の治療のみが助成の対象（先進医療等は対象外）
 ※入院費・食事代・交通費など治療に直接関係のない費用は助成の対象外
 ※特定不妊治療の一環として行う男性不妊治療は、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（TESE等）が対象の治療で、保険適用外の手術費用、凍結費用のみが助成の対象
- 対象者…………… 治療開始時に戸籍上の夫婦（夫婦共に外国人の場合、大使館等が発行した婚姻証明書が必要）または事実婚の関係にある夫婦であり、福岡市内に住所を有し、申請に係る治療開始日の妻の年齢が42歳以下であるもののうち、**治療期間が年度をまたぐもの（令和4年3月31日以前に治療を開始し、令和4年度に治療が終了したもの）**
- 助成額…………… 【特定不妊治療】
 特定不妊治療費に要した費用に対して、**1回の治療につき30万円まで**（別添1「福岡市不妊に悩む方への特定治療支援事業における助成対象範囲」の治療内容が**CとFの場合**は10万円まで）助成。
 【男性不妊治療】
 特定不妊治療の一環として行われる男性不妊治療に要した費用に対して、1回の治療につき、1夫婦30万円まで助成。ただし、別添1の治療内容がCに該当する場合を除く。
- 助成回数…………… **令和4年度に1回のみ。ただし、令和3年度までに上限回数（※）に達したものは対象外。**
 《※令和3年度までの上限回数》
 申請に係る治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは、満43歳になるまでに通算助成回数は6回まで。申請に係る治療期間の初日における妻の年齢が40歳以上43歳未満であるときは、満43歳になるまでに通算助成回数は3回まで。
 なお、助成を受けた後、出産した場合等は、これまで受けた助成回数をリセットすることができる。
- 指定医療機関… 福岡市または都道府県や政令市、中核市から指定を受けた医療機関（裏面参照）
- 申請窓口…………… 不妊専門相談センター、住所を有する区の保健福祉センター（保健所）健康課が窓口となります。申請にあたっては事前にお電話でご連絡ください（予約制）。また、郵送にて申請をされる際は、【〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8の1 福岡市こども未来局こども部こども健全育成課 特定治療費助成担当】まで申請書類を送付して下さい。
- 申請期限…………… **令和5年3月31日（金）まで**
- 支払方法…………… 医療機関に対して支払われた不妊治療費の自己負担分（医療保険適用外）について、助成金の申請が本市にて承認された後、申請書に記載された口座に振り込みます。

【相談】 ※問い合わせ先は右記参照

■ 一般相談

- ・不妊専門相談センター（予約優先）
- ・各区保健福祉センター（保健所）健康課（要予約）

■ 専門相談

- ・不妊専門相談センター（予約制）
 随時

※医師による相談を不定期で開催しています。
 詳しくは不妊専門相談センターへお問い合わせください。

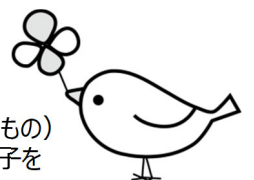
【問い合わせ先】

- こども未来局こども健全育成課 092-711-4065
- 不妊専門相談センター 080-3986-8872
- 各区保健福祉センター健康課

区	電 話	F A X
東	092-645-1077	092-651-3844
博多	092-419-1095	092-441-0057
中央	092-761-7338	092-734-1690
南	092-559-5119	092-541-9914
城南	092-844-1071	092-822-5844
早良	092-851-6622	092-822-5733
西	092-895-7055	092-891-9894

※助成対象外となるもの

- ・卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合
- ・夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療
- ・代理母（妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）
- ・借り腹（夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）



■ 福岡県内の特定不妊治療の指定医療機関（採卵・胚移植を行う医療機関） 2021.6月現在

	指定する治療内容		施設名	所在地	電話番号
	体外受精	顕微授精			
1	○	○	セントマザー産婦人科医院	北九州市八幡西区折尾4-9-12	093-601-2000
2	○	○	医療法人アイブイエフ 詠田クリニック	福岡市中央区天神1-12-1 日之出福岡ビル6F	092-735-6655
3	○	○	医療法人中央レディスクリニック	福岡市中央区天神2-4-38 NTT-KFビル6F	092-736-3355
4	○	○	国家公務員共済組合連合会 浜の町病院産婦人科	福岡市中央区長浜3-3-1	092-721-0831
5	○		婦人科永田おさむクリニック	糟屋郡粕屋町長者原東3-8-2	092-938-2209
6	○	○	医療法人蔵本ウィメンズクリニック	福岡市博多区博多駅東1-1-19	092-482-5558
7	○		久留米大学病院産婦人科	久留米市旭町67	0942-31-7620
8	○	○	いでウィメンズクリニック	久留米市天神町4-1 実吉センタービル8F	0942-33-1114
9	○	○	医療法人社団高邦会高木病院産婦人科	大川市大字酒見141-11	0944-87-0001
10	○	○	医療法人メディカルキューブ 平井外科産婦人科	大牟田市明治町3-8-7	0944-54-3228
11	○	○	石松ウィメンズクリニック	北九州市小倉南区津田新町4-5-1	093-474-6700
12	○	○	古賀文敏ウィメンズクリニック	福岡市中央区天神2-3-24 天神ルーチェ5F	092-738-7711
13	○	○	九州大学病院産婦人科	福岡市東区馬出3-1-1	092-642-5409
14	○	○	医療法人社団高邦会福岡山王病院	福岡市早良区百道浜3-6-45	092-832-1100
15	○	○	ほりたレディースクリニック	北九州市小倉北区京町3-1-1 COLET/I'm 地下1F	093-513-4122
16	○	○	齋藤シーサイドレディースクリニック	遠賀郡芦屋町大字山鹿852-57	093-701-8880
17	○	○	独立行政法人国立病院機構 福岡東医療センター	古賀市千鳥1-1-1	092-943-2331
18	○	○	井上善レディースクリニック	福岡市中央区天神1-2-12 メットライフ天神ビル6F	092-406-5302
19	○	○	e n 婦人科クリニック	福岡市中央区谷1-12-37 六本松USビル4F	092-791-2533
20	○	○	日浅レディースクリニック	福岡市中央区大名2-2-7 大名センタービル2F	092-726-6105

※福岡県外の指定医療機関（採卵・胚移植）については厚生労働省のホームページをご参照ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000047346.html>

■ 福岡市内の特定不妊治療の指定医療機関（手術により精子の採取を行う医療機関） 2021.6月現在

	指定する治療内容		施設名	所在地	電話番号
	男性不妊治療				
1	○		医療法人 横山裕クリニック	福岡市博多区博多駅中央街1-1 新幹線博多ビル5F	092-292-5500
2	○		医療法人鶴生会 MR しょうクリニック	福岡市中央区天神3-10-11 天神五十君(いぎみ)ビル6F	092-739-8688
3	○		医療法人蔵本ウィメンズクリニック	福岡市博多区博多駅東1-1-19	092-482-5558
4	○		福岡泌尿器リプロクリニック	福岡市中央区今泉1-13-21 フィルムパーク福岡今泉4F	092-401-1085

※福岡市外の指定医療機関（男性不妊治療）については、各自治体のHP等でご確認ください。